

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年 5 月に結婚後、国民年金に任意加入してから 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまで、国民年金保険料を全て納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和 53 年 6 月 8 日に国民年金に任意加入して以降、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまでの約 8 年間にわたり、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、この間の A 県 B 市、C 県 D 市及び E 県 F 市における住所変更手続を適切に行っていることから、申立人の国民年金に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月間と短期間である上、申立人は、申立期間中の昭和 61 年 1 月に、60 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付し、61 年 2 月には、60 年 11 月及び同年 12 月の保険料を納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人が、その直後である申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に変化は認められず、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる上、申立人の生活状況にも特段の変化は認められないことから、申立期間当時において、保険料を納付できない理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和48年8月

私の国民年金保険料は、私の両親のいずれかが納付してくれていたはずである。

両親はきちんとした性格であったので、納付済期間の途中の4か月間だけが未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録を見ると、申立期間以外の国民年金被保険者期間において未納は無く、二つの申立期間は合計で4か月間と短期間である上、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金に係る加入手続をし、国民年金保険料を納付していたとするその両親の納付記録を見ると、夫婦で国民年金に加入し、保険料の納付を開始した昭和41年度以降、申立期間を含め、それぞれ60歳期間満了までの保険料を全て納付していることが確認できるなど、両親の納付意識の高さがかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の生活状況に特段の変化がなかったとしていることなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から同年12月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで
③ 昭和56年1月から同年11月まで

昭和47年頃に、当時、家族と住んでいたA県B市で国民年金に加入した。加入後の国民年金保険料については、両親が納付してくれていた。

婚姻のため、昭和49年8月にC県D市へ転居した以降の国民年金保険料は、夫の分と一緒に自身で同市E区役所内の銀行出張所で納付した。

申立期間①については、前後の期間と同様に、D市E区役所内の銀行出張所で納付したはずである。

申立期間②については、当時、夫の分の納付書は送付されるのに、私の分が送付されないため、区役所へ問い合わせた結果、後日、ようやく送付された納付書で遡って納付した記憶がある。その際の納付書は横長のピンク系の茶色であったこと、及び国民年金保険料の月額が3,300円で、6か月分を一括して納付したことを覚えている。

申立期間③については、他の期間と同様に区役所内の銀行出張所で納付していたと思うが、詳細はよく覚えていない。

なお、国民年金任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶も定かではないが、加入期間中の国民年金保険料については、納付していたはずである。

各申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和47年8月25日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、D市E区役所内の銀行出張所で納付したと陳述しているところ、同市では、「申立期間当時の担当銀行は不明であるが、当時、E区役所内に、市の指定金融機関の出張所は存在しており、市の出納金等の収納を行っていた。」としている。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ3か月間及び6か月間と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料はいずれも納付済みとされている。

加えて、申立期間②について、オンライン記録及びD市E区の国民年金被保険者名簿等を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和55年2月12日に同月1日付けで、強制加入被保険者から任意加入被保険者へと種別変更されている一方、申立人の夫についても同日付けで、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。申立人は、これらの経緯について、i) 当時、夫婦共に同区内で転居した後、夫の納付書は送付されるが、自身の納付書が送付されないため、区役所に問い合わせた。その結果、自身の納付書だけが旧住所へ送付されていたことが判明したため、今後は新住所へ送付してもらうように依頼した、ii) その際、夫が会社勤務を開始したことを伝えると、「強制加入から任意加入への種別変更手続が必要である。」と言われたため、後日、夫の勤務先で作成してもらった被扶養者証明書を添付して、変更届を提出した、iii) その際には国民年金保険料の納付は行わず、しばらくして送付された横長でピンク系の茶色の納付書を使用して、同区役所内の銀行出張所で月額保険料3,300円の6か月分を一括納付したなど、具体的に陳述しているところ、国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の住所地とその夫の住所地が相違していた時期があったことが確認でき、一連の陳述内容の信ぴょう性は高いものと考えられる。

一方、申立期間③について、オンライン記録、特殊台帳及びD市E区の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人から当該期間直後の昭和56年12月18日に任意加入被保険者資格喪失届が提出されていることが確認できるところ、当時は3か月ごとの納付が通例であり、仮に申立人が資格喪失日前までに、昭和56年度の第3期分である昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたとすると、同年12月の国民年金保険料は還付されるものと考えられるが、特殊台帳等に還付した記録の事跡は確認できず、また、申立人は、保険料を遡って納付した記憶はないとも陳述している。

さらに、申立期間③の国民年金保険料について、申立人は、他の納付済期間と同様に、定期的にD市E区役所内の銀行出張所で納付したはずであると陳述するのみであり、納付時期、納付金額、納付書の様式及び国民年金被保険者資格の喪失手続等の記憶は定かではなく、当該期間に係る納付をうかがわせる状況を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から57年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

昭和54年5月に婚姻届を提出した際、A県B市役所の職員から、手続きをすれば国民年金保険料を免除することができるというので、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、免除申請の手続きも夫婦一緒に行ったはずである。

婚姻後は、常に夫婦一緒に免除申請及び国民年金保険料の納付をしており、平成3年に保険料を遡って納付した際も、夫婦で不公平とならないように同じ期間を納付してきた。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、夫の分は免除期間とされているのに、私の分が未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和57年10月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料について、申立人の夫と一緒に免除申請の手続きを行うことは可能である。

また、申立期間②について、申立人のオンライン記録を見ると、当該期間前後の昭和57年4月から59年3月までの期間及び60年4月から61年4月までの期間は申請免除期間とされている上、その夫のオンライン記録を見ても、当該期間及びその前後の期間は申請免除期間とされていることから、申立期間②について、申立人のみ免除申請を行わないのは不自然である。

さらに、夫婦の戸籍の附票を見ると、婚姻後の夫婦の住所は同一であり、同一世帯であったと推認できるところ、当時の免除申請に係る審査は世帯単位で

あり、同一世帯のうち、一方のみの免除申請が承認されないのも不自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 57 年 10 月に払い出されており、申立ての加入時期と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料については、制度上、免除申請をすることができない。

さらに、申立人主張のとおり、申立人の夫については、申立期間①は申請免除期間とされているが、夫の国民年金手帳記号番号は既に昭和 54 年 6 月に払い出されており、夫婦の加入時期は相違していることから、当該期間については、夫のみ免除申請を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間①の保険料の免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域の商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更は無く、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年金

保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和43年10月*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域の商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更は無く、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年金

保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和43年10月*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日及び同社D営業所における資格取得日に係る記録を昭和34年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月26日から同年10月1日まで

年金事務所から、同時期に転勤した同僚の年金記録が訂正されたとの連絡を受けた。私も、A社で勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。同社を途中で退職したことはなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚が保有する給与計算書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人がA社C営業所から同社D営業所に異動した日については、B社から提出された失業保険被保険者転出届受理通知書及び被保険者資格転出届訂正願書から判断すると、昭和34年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社D営業所は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が

無い。

しかし、A社C営業所及び同社D営業所に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社D営業所の開設に合わせ、申立人と同様に、昭和34年9月26日及び同年9月21日に同社C営業所で被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社D営業所で被保険者資格を取得している者が申立人以外に40人確認できるところ、このうち7人は、「昭和34年8月頃に、A社のE出張所が同社D営業所となったが、それ以前より同事業所で勤務していた。」旨回答していることから、同社D営業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA社D営業所は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる上、事業主が保管する、上述の申立人と同様に同社D営業所に異動した同僚40人のうち6人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、資格取得日は、昭和34年9月21日を二重線により取り消し、同年10月1日に訂正していることが確認できることから、申立人についても、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

A社から、「申立期間に支給した賞与については、社会保険事務所（当時）への届出が漏れていたために、年金給付額に反映されない記録となっている。」旨の通知を受けた。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思われるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたB厚生年金基金の「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」及び事業主の陳述から判断して、申立人は、申立期間に支給された賞与から、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めている上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所から、A社及びC社の同僚の年金記録を訂正することになったため、私の記録についても早急に事実の確認を行い、必要な対応を行いたい旨の確認依頼の文書が届き、年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。私は、申立期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の陳述及び同僚から提出の賃金明細表から判断すると、申立人が申立期間も同社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和49年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から同年8月1日まで

昭和28年3月26日から36年5月16日までの期間、A社に継続して勤務していたが、年金事務所からの照会文書により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間の終期に当たる昭和28年8月1日付けで、A社C工場から同社D工場に転勤したが、転勤の前後を通じ、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿の写し及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和28年8月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和28年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日を誤って届け出たと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和28年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31

日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和40年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月16日から41年1月1日まで
年金事務所から、「申立期間の加入記録が空白になっている。」との知らせを受け、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことを初めて分かった。申立期間は、A社C支社から同社B出張所に異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事経歴台帳等から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和40年12月16日にA社C支社から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和41年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前述の人事記録以外の資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社（本社）から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務し、給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社（本社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が「工場移転が異動の理由であり、工場勤務者は皆、同時に異動した。」と回答しているところ、同僚のうち一人が所持する辞令の日付が、昭和37年5月21日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社（本社）から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務し、給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社（本社）から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「工場移転が異動の理由であり、工場勤務者は皆、同時に異動した。」と回答しているところ、同僚のうち一人が所持する辞令の日付が、昭和37年5月21日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、A社からB社に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の被保険者となっていない期間であることが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金が保管している加入員台帳、D健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年11月のC企業年金基金の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人は、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付けで、適用事業所ではなくなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の夫の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、夫の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。

夫は申立期間も継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、E共済会は、「A社D工場が厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和28年8月1日であることから、同社C工場における資格喪失日を同日とすべきところ、誤って届け出たと思われる。」と回答していることから、昭和28年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和28年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 28 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から54年3月までの期間及び同年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から54年3月まで
② 昭和54年4月から59年3月まで

昭和54年12月頃、A県B市C区の職員と名のる二人の男性が自宅を訪問し、「現在、国民年金保険料を特例納付する最後の機会です。通常より少ない金額で、過去の未納期間を全て納付済みにすることができます。」として、夫婦二人共に過去の未納期間の保険料納付を勧奨された。また、割引制度を利用した保険料額は、夫婦二人分で50万円ほどであったことを覚えている。

当時、私自身は国民年金に加入しておらず、また、妻は加入していたものの国民年金保険料は納付していなかったが、家業も軌道に乗り、経済的な余裕も出てきたため、勧奨に応じることとした。そこで、妻が、昭和55年1月又は同年2月頃に、私の加入手続と夫婦の保険料の納付を行うため、B市C区役所へ出向いた。

妻が、窓口で納付書のような紙2枚に現金約50万円を添えて職員に渡すと、職員は複写式の領収証書を2枚くれた。その領収証書の右下に「5年間大切に保存してください。」と記載されていたことを覚えている。

昭和54年4月以降の国民年金保険料については、妻が、毎年3月又は4月頃に夫婦二人の1年間分を一括して納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続は、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、昭和61年6月頃に行われたと

推認される所、当該時点は特例納付の実施期間は既に終了しており、また、この手続以前において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事跡は無く、夫婦二人分の54年3月以前の未納保険料を55年1月又は同年2月に特例納付したとする主張と符合しない。

また、申立人から提出された昭和55年の確定申告書（控え）の社会保険料控除欄を見ても、特例納付したとする国民年金保険料（夫婦二人分で約50万円）の納付がうかがえる記載は確認できない上、仮に、夫婦の申立期間について、特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は約82万円であり、金額も一致しない。

さらに、申立人の妻の陳述には、以下のとおり不自然な点がみられる。

- i) B市C区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとしているが、特例納付に係る保険料は国庫金となるため、制度上、区役所での収納は行われなかったこと。
- ii) 特例納付した際に受け取った領収証書の右下に、「5年間大切に保存してください。」と記載されていたとしているが、当時の国庫金に係る「納付書・領収証書」には、そのような記載は無いこと。
- iii) 特例納付した約50万円は割引後の金額であるとしているが、特例納付保険料に割引制度は無いこと。

次に、申立期間②について、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和61年6月頃と推認され、また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡も無いことから、当該手続時点においては、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人から提出された昭和56年及び57年確定申告書（控え）の社会保険料控除欄を見ても、国民年金保険料の控除は確認できない。

さらに、申立人に係るB市C区の国民年金被保険者納付記録カードを見ると、申立期間②直後の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料について、同年7月以降になって4回に分けて過年度納付されている事跡が確認でき、「昭和54年4月以降の保険料は、毎年3月又は4月頃に、夫婦二人の1年間分を一括して現年度納付していた。」とする主張とは符合せず、この過年度納付時点において、申立期間②は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年3月までの期間、同年7月から54年3月までの期間及び同年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から52年3月まで
② 昭和52年7月から54年3月まで
③ 昭和54年4月から59年3月まで

昭和54年12月頃、A県B市C区の職員と名のる二人の男性が自宅を訪問し、「現在、国民年金保険料を特例納付する最後の機会です。通常より少ない金額で、過去の未納期間を全て納付済みにすることができます。」として、夫婦二人共に過去の未納期間の保険料納付を勧奨された。また、割引制度を利用した保険料額は、夫婦二人分で50万円ほどであったことを覚えている。

当時、夫は国民年金に加入しておらず、また、私は加入していたものの国民年金保険料は納付していなかったが、家業も軌道に乗り、経済的な余裕も出てきたため、勧奨に応じることとした。そこで、私が、昭和55年1月又は同年2月頃に、夫の加入手続と夫婦の保険料の納付を行うため、B市C区役所へ出向いた。

私が、窓口で納付書のような紙2枚に現金約50万円を添えて職員に渡すと、職員は複写式の領収証書を2枚くれた。その領収証書の右下に、「5年間大切に保存してください。」と記載されていたことを覚えている。

昭和54年4月以降の国民年金保険料については、私が、毎年3月又は4月頃に夫婦二人の1年間分を一括して納付した。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の夫の国民年金の加入手続は、夫に係る国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、昭和61年6月頃に行わ

れたと推認されるところ、当該時点は特例納付の実施期間は既に終了しており、また、この手続以前において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の夫に別の手帳記号番号が払い出された事跡は無く、夫婦二人分の54年3月以前の未納保険料を55年1月又は同年2月に特例納付したとする主張と符合しない。

また、申立人から提出された昭和55年の確定申告書（控え）の社会保険料控除欄を見ても、特例納付したとする国民年金保険料（夫婦二人分で約50万円）の納付がうかがえる記載は確認できない上、仮に、夫婦の申立期間について特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は約82万円であり、金額も一致しない。

さらに、申立人の陳述には、以下のとおり不自然な点がみられる。

- i) B市C区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとしているが、特例納付に係る保険料は国庫金となるため、制度上、区役所での収納は行われなかったこと。
- ii) 特例納付した際に受け取った領収証書の右下に、「5年間大切に保存してください」と記載されていたとしているが、当時の国庫金に係る「納付書・領収証書」には、そのような記載は無いこと。
- iii) 特例納付した約50万円は割引後の金額であるとしているが、特例納付保険料に割引制度は無いこと。

次に、申立期間③について、申立人の夫の国民年金の加入手続時期は昭和61年6月頃と推認され、また、申立人の夫に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡も無いことから、当該手続時点においては、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人から提出された昭和56年及び57年確定申告書（控え）の社会保険料控除欄を見ても、国民年金保険料の控除は確認できない。

さらに、申立人に係るB市C区の国民年金被保険者納付記録カードを見ると、申立期間③直後の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料について、同年7月以降になって4回に分けて過年度納付されている事跡が確認でき、「昭和54年4月以降の保険料は、毎年3月又は4月頃に、夫婦二人の1年間分を一括して現年度納付していた。」とする主張と符合せず、この過年度納付時点において、申立期間③は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 15 日から 7 年 1 月 頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（平成3年7月にB社へ名称変更）に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。同社では亡くなった実父の跡を継ぎ、代表取締役として勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、私の知らない間に事業所名をB社に、また、事業主名を私の元養子の氏名にそれぞれ変更され、私の厚生年金保険の加入記録も無くなっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、平成7年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在が不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除を確認することができない。

また、申立人から提出されたD証明書を見ると、申立人は、申立期間のうち、平成3年3月14日から4年3月20日までの期間及び5年1月7日以降の期間は、C建物に在住していたことが確認できる上、申立人は、「申立期間中のC建物に居住した最初の日以降は、A社から給与を受け取っていない。また、当該期間の厚生年金保険料は、同社が全額負担していたが、後に同社から当該保険料を徴収された記憶がない。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人がA社と一緒に入社させたとする元養子（B社の元事業主）の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成3年7月1日であること、及び昭和61年に同社に入社したとする元従業員の資格

取得日が平成元年11月1日であること等から、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社及びB社に係るオンライン記録において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「事業主である私の知らない間に、事業所名及び事業主名が変更されていた。」と申し立てているところ、A社及びB社に係るそれぞれの事業所記号簿を見ると、いずれにも「H3.7.18 受」と記載されていることが確認できることから、事業所名称及び事業主名の変更に係る届出が平成3年7月18日付けで行われたものと考えられるが、当該記号簿に不自然な点は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社において、臨時社員として勤務していた期間の被保険者記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された辞令簿及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の辞令簿を見ると、申立人に対して、申立期間のうち、昭和 44 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間、同年 4 月 3 日から同年 6 月 2 日までの期間及び同年 10 月 12 日から同年 12 月 11 日までの期間について、2 か月以内の期間を定めて臨時社員の発令が行われていることが確認できる。A社の担当者は、「申立人は、申立期間当時、2 か月以内の期間を定めて使用される臨時社員として雇用され、厚生年金保険被保険者の適用除外であったものと思われる。保管している当時の辞令簿を見ると、申立人のほかに、申立人と同様の雇用形態の者がいたことが確認できる。」と、また、「厚生年金保険の被保険者でない者の給与から、厚生年金保険料を控除することは無い。」とも陳述している。

なお、厚生年金保険法第 12 条において、「臨時に使用される者であつて、2 月以内の期間を定めて使用される者は、第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定にかかわらず厚生年金保険の被保険者としなす。」旨、規定されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年頃から 55 年頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、昭和51年頃から55年頃まで、A社のB部門で勤務していたので、同社の元役員に確認したところ、「社員は、厚生年金保険に加入しており、一緒にB部門で働いた元同僚は、厚生年金保険に加入していた。」とのことだった。

自身だけ厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員及び元同僚の陳述から判断して、申立期間のうち、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社は、平成15年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、前述の元役員が、「A社に関する賃金台帳等は残っていない。」としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況は、確認できない。

また、前述の元役員は、「以前、申立人には、社員は厚生年金保険に加入していたと言ったことがあるが、その後、申立期間当時のことを思い返したところ、A社のB部門に勤務している社員は、必ずしも厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と陳述しており、申立人自身も、「会社から厚生年金保険に加入するかどうか聞かれたことがある。」と陳述している。

さらに、申立人及び前述の元役員が「A社において、3年間ないし4年間にわたってB部門で勤務していた。」と記憶する元同僚のA社における厚生年金

保険被保険者期間は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、6か月間であることが確認でき、同社は、従業員を厚生年金保険に加入させる場合でも、必ずしも勤務期間の全てを厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の元役員は、「厚生年金保険に加入していない社員の給与から、厚生年金保険料を控除することはなかった。」と陳述しており、このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 7 日

年金事務所から、A社（平成 20 年 4 月 * 日付けで、B社に商号変更）に勤務していた平成 18 年 12 月支払の賞与に係る年金記録について、確認依頼の文書が届いた。

私の雇用形態はパートだったように記憶しており、賞与の支給についてもはっきりとした記憶があるわけではないが、年金事務所の年金記録が誤っているのであれば訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、平成 23 年 6 月 20 日付けで、年金事務所に提出しているが、この中に申立人の名前は確認できず、同社が当該届の添付資料として、年金事務所に提出した賞与明細一覧表においても、申立人の名前を確認することはできない。

このことについて、申立期間当時のA社の経理担当者は、「賞与は一部の正社員にのみ支給された。申立期間の賞与支給対象者は、賞与明細一覧表に記載されている者のみであり、それ以外の者には支給していない。」と文書で回答している。

また、申立期間当時のA社の元事業主は、「申立人とは、賞与を支給しない雇用契約であった。」としているところ、申立人自身も、「申立期間に支給された賞与の額は覚えていない。申立期間以外に支給された賞与についても、支給時期及び支給回数は記憶していない。」と陳述している。

さらに、申立人は、「自身の雇用形態はパートであったかもしれない。」としており、A社の元同僚の一人も、「申立人は、私と同じパートだった。」としているところ、前述の経理担当者は、「パートには賞与を支給しなかったと思

う。」と文書で回答している。

加えて、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、前述の賞与明細一覧表に名前の無い元同僚4人が、「自身はパートであったので、賞与は支給されなかった。」と回答しており、当該4人のオンライン記録を見ても、同社に係る被保険者期間を通じて賞与の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 58 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 57 年 3 月から 58 年 8 月末までの期間、A 社のグループ会社の一つであった B 社で勤務し、当該期間を通じて、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、「ねんきん特別便」を見ると、昭和 57 年 5 月 1 日に A 社において厚生年金保険に加入しているものの、入社直後の 2 か月と退職前の 3 か月については未加入となっている。

申立期間も、A 社又は B 社において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚及び B 社の当時の事業主の陳述並びに現勤務先が保管する申立人自筆の昭和 58 年当時に作成されたと見られる履歴書から判断すると、日にちは特定できないものの、申立人が 57 年 3 月頃から B 社に勤務していたことが認められる。

しかし、年金事務所の記録を見ると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社を退職した後の昭和 62 年 12 月 10 日であることが確認できるところ、前述の元同僚は「入社してから数か月後に、B 社の社員は、A 社の厚生年金保険に入れてもらうことになったと、事業主から説明されたのを覚えている。」旨陳述しており、A 社に係る前述の被保険者名簿を見ると、前述の元同僚、B 社の元事業主及び申立人を含む 12 人が、57 年 5 月 1 日に新たに被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の元同僚は、「私は、昭和 57 年 1 月に B 社に入社したが、当時、同社は厚生年金保険の適用事業所でなく、A 社の厚生年金保険に加入するまでの間、厚生年金保険料は、給与から控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、B 社の元事業主も、「申立期間当時、当社の社員に係る社会保険について、当社は一切事務に関与しておらず、グループ会社の A 社が、同社において加入させる手続を一括して行っていた。同社は、平成 9 年に解散し、同社の元事業主は既に死亡している上、私は、当時の保険料控除に関する資料を保管していないため、申立人の給与からの保険料控除の有無は不明である。」と陳述している。

加えて、C 厚生年金基金提出の申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届を見ると、申立人の加入員資格取得日は、オンライン記録と一致する上、A 社に係る前述の被保険者名簿においても、申立期間①の前後を通じて健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

申立期間②については、前述の履歴書には、A 社を昭和 58 年 8 月に退社と記されていることが確認できるものの、同社及び B 社の双方の元同僚等からは、申立人が同年同月まで勤務していたとする陳述は得られないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間②当時、B 社において、同社における給与計算を自身で行っていたとする同社の元事業主は、「在職している従業員について、厚生年金保険被保険者資格を早めに喪失させるように A 社の事業主に依頼することも、喪失後に厚生年金保険料を控除し続けることもない。」旨陳述している。

さらに、C 厚生年金基金提出の申立人に係る同基金加入員資格喪失届を見ると、申立人の加入員資格の喪失日は、オンライン記録と一致する上、A 社に係る前述の被保険者名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 46 年 9 月まで

A社に昭和 40 年 10 月に入社した後、46 年 9 月に当時の事業主から事業を譲渡されるまでの期間、同事業所で従業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間において、厚生年金保険に加入していたか否かをはっきり記憶しているわけではないが、間違いなく A社で働いていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の住宅地図の記載が申立人の陳述と符合すること、及びA社（商号変更前は、B社）の申立期間当時の事業主の息子の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、年金事務所の記録によると、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、前述の事業主の息子は、「事業所は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったし、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は死亡している上、申立人が同僚として名前を挙げた二人は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間当時の保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 5 日から平成 7 年 2 月 1 日まで
昭和 64 年 1 月から平成 12 年 6 月まで、パート従業員としてA社に勤務し、B業務に従事した。しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日が7年2月1日となっており、申立期間の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社に勤務し、B業務に従事していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚が、「申立期間当時、B業務に従事していた女性従業員はパート勤務であったため、基本的に厚生年金保険に加入していなかったが、国の指導により平成7年頃から加入するようになった。」と陳述しているところ、A社で申立人と同日の平成7年2月1日に資格を取得している22人は、全員女性であることがオンライン記録により確認でき、そのうち連絡の取れた複数の者が、同年2月より前からB業務の従業員として、同社に勤務していたと陳述している。

また、申立人及び複数の同僚が、A社の当時の従業員数は、B業務に従事する者を含め50人ないし70人程度であったとしているが、オンライン記録で確認できる申立期間当時の被保険者数は、最大時でも36人である。

これらのことから、申立期間当時、A社ではB業務に従事していた女性従業員を、原則として厚生年金保険に加入させておらず、これらの者を平成7年2月1日にまとめて厚生年金保険に加入させた状況がうかがえる。

さらに、申立人と同日付けで資格を取得している者の一人は、「平成7年2月1日より前からA社でB業務に従事していたが、厚生年金保険に加入するま

では、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

加えて、A社は、平成12年6月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 63 年 10 月 25 日まで

申立期間にA市B町にあったC社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA市B町にあったC社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとするC社が、厚生年金保険の適用事業所であったという記録は確認できない上、A市を管轄する法務局において商業登記簿の記録も見当たらない。

また、A市B町に赴き、申立期間当時の住宅地図を基に、当時から同地域に所在する複数の事業所等に対して聞き取り調査を行ったが、C社を知っているとする者はおらず、昭和 59 年から 63 年までの職業別電話帳においても、同市及びその近隣の市に該当する事業所は確認できなかった。

さらに、申立人はC社の事業主及び同僚一人の名字を挙げているが、兩人共に所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人のC社における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 17 日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の賞与は手渡しで支給されたとしているところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの2種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、申立人が手渡しで支給されたとする賞与からの保険料控除の状況等について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 8 月 31 日まで
申立期間にA社でB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
C社に勤務していた時にスカウトされ、給与及び社会保険などの条件を確認した上で、A社に移ったので、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとするA社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は見当たらない。

また、申立人は、事業主の名字及び同僚一人の氏名を記憶しているものの、兩人共に所在不明のため、申立人がC社からA社に移ったとするその経緯及び申立期間における保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 56 年 8 月 31 日に前社（C社）を離職後、申立期間中の 57 年 2 月 3 日に求職の申込みを行い、同年 3 月 10 日から同年 6 月 7 日まで失業給付（基本手当）を受給している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 26 日から同年 8 月 8 日まで
② 昭和 45 年 5 月 26 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 41 年 4 月から 45 年 5 月までの約 4 年間、A 社に勤務し、B 職等を担当していた。同事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、申立期間①には、同事業所の事業主の兄が経営していた C 社で厚生年金保険に加入していたはずである。しかし、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は 41 年 8 月 8 日となっており、最初の 4 か月である申立期間①の加入記録が無い。

申立期間②については、A 社を辞めてすぐの昭和 45 年 5 月に D 社に入り、E 業務に就いていたが、資格取得日は同年 7 月 1 日となっており、申立期間②の加入記録が無い。

申立期間①及び②いずれについても、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社で勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、事業主の兄が経営していた C 社で厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てている。

しかし、申立人が A 社の事業主であったとする者は既に死亡している上、C 社は平成 13 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、申立期間①当ても A 社で一緒に勤務していたとする同僚 2 人の氏名を挙げているが、両人共に所在不明のため、申立人の勤務期間等につ

いて聴取できない上、申立期間①にC社で被保険者であった者12人及び申立人が申立期間①の直前に勤務したF社で被保険者であった者9人に対して文書照会を行ったが、申立人が申立期間①にA社で勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人がA社の事業主であったとする者のC社における資格取得日は、申立人と同日の昭和41年8月8日であり、同年7月21日までは別事業所で被保険者となっていることも確認できる。

加えて、申立人が挙げた前述の同僚二人のC社における資格取得日についても、一人は申立人と同日の昭和41年8月8日、もう一人はその約6か月後の42年2月1日であり、いずれも申立期間①は同社の被保険者ではない。

次に、申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人がD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間②当時の事業主は、「申立人のような中途採用者については、職種にかかわらず1か月ないし2か月の見習期間を設けていた。見習期間中は保険料を控除していなかったため、申立人の申立期間②の保険料も控除していないと思われる。」と回答している。

また、D社の元従業員に照会したところ、複数の者が、入社当初に見習期間があり、その間、保険料は控除されていなかったように思うと陳述しており、元事業主の回答と符合している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 6 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務した申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

年金事務所から「A社で勤務していた方について、平成 15 年 4 月支給の賞与に関する年金記録を訂正することになった。あなたについても、年金記録に反映されていない賞与の支払の事実があると思われる。」との内容の手紙をもらった。

平成 15 年 4 月にA社から賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を訂正してほしいと申し立てしているところ、申立人から提出された平成 15 年の年末調整計算書から、申立人は申立期間において、A社の関連会社であるB社のC事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が給与等振込先としていた金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引明細表を見ると、申立期間の賞与とみられる金額の入金は確認できない。

また、A社は、「B社は、決算賞与を3月に支給しているので、同社に出向していた申立人についても、平成 15 年 4 月に賞与の支給は無い。」旨回答している。

さらに、A社が加入しているD健康保険組合は、申立人に係る申立期間の標準賞与額の記録は無い旨の回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

なお、賞与が年金額の計算に反映されることになったのは、平成 15 年 4 月以降の措置（平成 15 年 4 月以降に支給される賞与から適用）とされている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

年金事務所から「A社で勤務していた方について、平成 15 年 4 月支給の賞与に関する年金記録を訂正することになった。あなたについても、年金記録に反映されていない賞与の支払の事実があると思われる。」との内容の手紙をもらった。

平成 15 年 4 月にA社から賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月にA社から賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を訂正してほしいと申し立てており、申立期間においてはA社の関連会社であるB社のC事業所で勤務していたと陳述している。

しかし、A社は、「B社は、決算賞与を3月に支給しているので、同社に出向していた申立人についても、平成 15 年 4 月に賞与の支給は無い。」旨回答しているところ、オンライン記録を見ると、平成 16 年から 20 年までについても3月に賞与が支給されており、4月には賞与が支給されていないことが確認できる。

また、A社が加入しているD健康保険組合は、申立人に係る申立期間の標準賞与額の記録は無い旨の回答している。

さらに、申立人と同じB社のC事業所で勤務していた同僚に係る普通預金取引明細表を見ると、申立期間に賞与が振り込まれていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

なお、賞与が年金額の計算に反映されることになったのは、平成 15 年 4 月以降の措置（平成 15 年 4 月以降に支給される賞与から適用）とされている。